

令和6年度

登米市農地等の利用の最適化の推進施策等
に関する意見書

令和7年3月

登米市農業委員会

はじめに

「農政の憲法」とも言われる食糧・農業・農村基本法が25年ぶりに改正され、令和6年6月施行されました。中でも「食料安全保障の確保」が規定され、これを「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義されたことは特に重要な改正の要点です。

食料安全保障と言えはすぐに「有事」が頭に思い浮かびます。しかし、先の定義に従えば昨今の米不足や米価・野菜価格高騰等による食料入手の困難状況が長期化している現状は、すでに食料安全保障が脅かされていると言っても過言ではありません。加えて家庭の経済状況の悪化や相対的貧困率の上昇は、この問題をより大きなものとしています。食料安全保障とは国の大きな問題と考えられますが、地域を見れば具体的かつ喫緊の問題として我々の足元に横たわっています。

昨年改正された農業経営基盤強化促進法においては、基盤法を用いた農地の売買や賃貸借の手続きに大幅な変更があったにも関わらず、具体的な窓口の設置や手続きスキームの策定、周知が間に合わず農業委員会の現場でも大変大きな混乱が生じております。

これらの政策に関わる問題は、農業者や農地所有者に多大な負担を強いるだけではありません。農業者らと直接関わり、全国的に手続きや地域説明を担う現場にかかる負担も増加傾向にあります。登米市にあっては、公に関わる手続き、執行は適切かつ慎重に進められるべきであります。

今回の立法、法改正は様々な情勢を踏まえた政策意図があつてのことと理解をしておりますが、つぎはぎだらけの複雑怪奇な政策ではなく農業者の希望とやる気が一致し、農業食料生産にまい進できるような簡素で運用負担の少ない制度設計を、市としても我々とともに国や関係機関へ強く要望していくことを期待します。

これらのことを踏まえ、以下の4項目について具体的な意見、要望を取りまとめましたので市の政策に確実に反映していただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 農地利用の集積・集約化について
- 2 遊休農地の発生防止・解消について
- 3 新規参入の推進について
- 4 地域における農業を取り巻く問題点 ～今後の地域計画～

1. 農地利用の集積・集約化について

登米市の基幹的農業従事者の平均年齢は68歳となっており、高齢化と後継者不足から廃農、離農者が一段と増して「将来的な担い手不足」という課題を抱えています。更に今後10年で農業の担い手が大幅に減少していく中、現在と同じ農業生産量の維持は困難となる事が想定されます。

今後も基幹産業である農業生産の向上や競争力の強化を図るためには、担い手経営体の規模拡大や基盤整備事業による作業性の向上と収益性の高い農業を目指す必要があります。

また、担い手不足の対策としてスマート農業の導入も欠かせないと考えます。農地中間管理事業を活用し本市の農業に関わる全ての組織が一層連携を深めて、担い手への農地利用の集積・集約化を進めることが必要と考え、次の事項について検討願います。

①農地中間管理事業の活用促進

地域計画策定後の実質化に向けて、担い手が農地利用の集積・集約化を図りながら経営規模を拡大するために、農地中間管理事業がさらに活用されるよう、関係機関・団体等と連携を図り、広く情報発信するとともに、推進体制を構築すること。

②担い手の確保及び育成に対する市単独事業による支援

担い手の中心となる家族経営体への農地利用の集積・集約化に向けた支援や、本市の実情に合った市単独事業による支援制度を構築拡充すること。

③基盤整備事業のさらなる推進

農地利用の集積・集約化を進めるためには、未整備の農地や排水不良の農地が多く足かせとなっています。基盤整備事業は、生産性の向上を図り、担い手への農地利用の集積・集約化に寄与することから、更なる推進が必要と考える。小面積や耕作条件不利地など、地域性に合った基盤整備の推進と負担の軽減を図ること。不在地主や未相続農地などは、遊休化が懸念されるため、事業推進が円滑に行えるような制度措置が可能になるよう関係機関に強い働きかけを行うこと。

④スマート農業の推進

農業従事者の高齢化が進む中、農業生産の維持・向上にはスマート農業は欠かせないものとなってくことから、AIやロボット、ICT・IOTを用いた課題と普及に向けた改善策の提示を行うこと。また、導入を希望する農業者の要望に十分対応できる予算を確保するとともに、農業者がスマート機器を使いこなせるまでのサポート体制を構築すること。

2. 遊休農地の発生防止・解消について

遊休農地の発生防止、解消は、継続的な農地の状況把握を行い、農地の集積・集約化の促進、基盤整備等により戦略的に進めることが重要です。

遊休農地は荒廃した場合、周辺農地に悪影響を及ぼし、その解消には多額の費用を要することから、農地の適正な管理により、未然に遊休農地の発生を防止することが重要となります。

①農業関連問題の解決解消

農地の集積・集約化、経営面積の拡大、鳥獣被害の解消、荒廃対策等のためにも遊休農地は、できるだけ早期に解消すること。

②官民一体となった活動の推進

個々の農業者のやむを得ない事情により農業生産活動が出来なくなる場合に備えて、地域ぐるみの活動を推進すること。

③関係機関との協力

水利設備のない農地も国の水田活用補助金の打ち切りによる担い手離れを危惧していたが、水張り5年ルールが実質的に廃止の方向となり、遊休農地急増の危機は去ったが、担い手不足という根本的な課題は解決していないことから、関係機関の協力による課題解決すること。

3. 新規参入の推進について

年々、新規参入者は減っているのが現状です。また、廃農、離農する農家自体も増えていきます。兼業農家も農機具などの維持管理ができなくなり、基幹作業を委託している農家が増加しています。

①多様な担い手の育成

専業農家だけでは農地を維持できなくなることは明白であり、地域の農業を守るために多様な担い手など農業人口を増し、環境の維持を目的に、就農面積に応じ市独自の支援策を検討すること。

②新たな継承方法の検討

就農希望者に農家の空き家をはじめとした、農機、建物、耕作地をセットで継承するための制度を構築すること。

③支援サービス事業者の育成

市内における農業支援サービス事業者の育成を検討すること。

4. 地域における農業を取り巻く問題点～今後の地域計画～

「人・農地プラン」から「地域計画」へ改正農業経営基盤強化促進法に基づき自治体では10年後に目指す地域の農地利用を示した目標地図の作成が終り地域計画の運用が本格化します。

将来にわたってそれぞれの地域で農業が継続できるよう、現在の農業経営の中で課題となっている現状について施策を講じるよう要望します。

①基盤整備事業の実施

地域の担い手がより多くの農地を集積・集約しやすいように、地権者や担い手の負担金がない基盤整備事業の充実を図ること。

②鳥獣被害対策の継続、拡充

イノシシやニホンジカ等野生生物による農作物被害が増加している。被害が拡大しないよう、引き続き対策を講じること。

③多様な担い手への支援

地域計画の目標地図に記載された担い手農家以外の規模拡大を目指している農家にも営農継続のための助成を講じること。

最後に

昨今の農業行政の変化や、コメの価格高騰を含む市場情勢の変化に伴い、これまでの農業行政の促進、推進では時代の変化に対応できない状況となっています。また、地域計画が公示され、今後の登米市の農業を担い手に大きな期待と責任が求められることとなりました。

農業委員会としても、地域の農業、農地を守るため、農業委員、農地利用最適化推進委員が一丸となって、農地の最適化利用を推し進め、市とともに農業行政の発展に活動を行ってまいりますので、新たな農業行政を示す政策の立案、実行、予算の確保について、特段の配慮をお願いいたします。